

大串ひろやす通信

「調査なくして発言無し」とは
公明党の伝統です！調査をもとに質問し提案した内容を
「通信」として区民の皆様にご報告しています。ご意見、ご感想をお待ちしています！

ページ	コーナー	内 容
1	トップページ	みんなで考えよう これからの千代田
1~3	本会議質問	①総合計画のあり方について ②監査制度の充実強化を目指して！
4	報 告	区長へ区独自の物価高騰対策を緊急要望！
4	ちょっと教えて	区で行っている「再エネ100%電力への切り替え促進事業」について教えて
2~3	参 考	①総合的かつ計画的な行政運営を図れるのか ②監査は誰のために行うのか

みんなで考えよう これからの千代田



9月21日 第3回定例会 公明党議員団一般質問
「みんなで考えよう これからの千代田」を掲げて

問 現在区は基本構想を策定中である。構想は目標年を定めず普遍的なもののみ記述するとした。変化が激しい時に迅速かつ柔軟に対応し質の高いサービスを提供するためという。本当にそうなのか。行政が公共を全て担っていた時代であれば、それもあり得るかもしれないが、今は

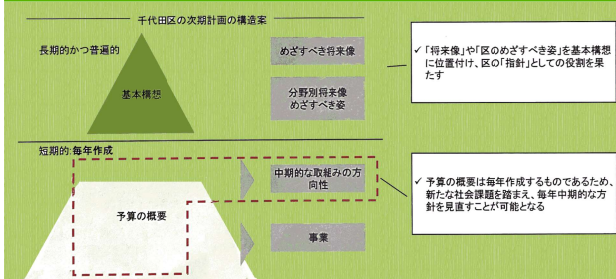
区と区民が共に取り組まなくては公共の何事もしえない。変化が激しい時だからこそ中長期的なビジョンを示し区と区民が将来像を共有することが重要である。例えば平成20年のリーマンショックの時である。将来が見通せない中、区は「みんなで考えよう これからの千代田」を作成し課題情報と政策情報を区民へ提供し意見を求め基本計画の改訂を行った。将来像の共有である。参考とすべきだ。そこで、策定中の基本構想は区と区民が共有できる将来像を描いたものとなるのか、改めて問う。

答 〈政策経営部長答弁・抜粋〉
基本構想を移り変わる社会の中でも変わらずに目指すべきものとする。区の方針性と将来像を示し区民と共有していく。

総合的かつ計画的な行政運営を 図る総合計画となるのか

次期計画策定に向けた構造の見直し

- 基本構想は普遍的な内容とし、具体的な取り組みは中期的な方向性とともな予算の概要で示します。
- 現行の基本計画の要素を新たな基本構想や予算の概要に位置付けます。
- そうすることで、毎年新たな社会課題や時代のトレンドを考慮して中期的な方針を見直すことができ、柔軟な事業展開が可能となります。
- また、職員も社会の変化や区民ニーズに敏感になることが求められ、日々の業務の中で気付きが多くなることが期待されます。



区が示した「計画策定に向けた構造の見直し」
(R4年8.30 企画総務委員会資料より作成)

参考 1

総合的かつ計画的な行政運営を図れるのか

平成23年の自治法改正により自治体は基本構想の策定義務はなくなった。しかし、それはあくまで自治体自らの判断で定めるといふ地方自治の趣旨に沿うためであり、決して総合的かつ計画的な行政運営までをなくしたものではない。千代田区議会は平成28年12月、「議会の議決に付すべき事件に関する条例」を全会一致にて可決した。その第2条では「議会の議決に付すべき事件は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止とする」と基本構想を議決事項とした。また条例の提案理由では「総合計画は、従来から区の総合的かつ計画的な行政運営の方向性を示すものであり、区民にまちづくりの長期的な展望を示すものであることから策定義務がなくなっても策定すべきであります。また、まちづくりの未来像である基本構想は、区民の代表である区議会の議決を経ることで、区全体、オール千代田としての総意により策定されたものであることを裏づけるものとなることから、必要かつ重要なこととあります」と。その通りである！この度はこの条例に基づく初めての基本構想策定となる。目標年を定めず普遍的なもののみに記述するというが、条例に定めた総合的かつ計画的な行政運営を図るものとなるのだろうか。

①総合計画の体系、位置づけ、目的は ②予算編成は何に基づいて行うのか

問 この度は「議会の議決に付すべき条例」(参考1)に基づく初めての基本構想策定となる。構想は目標年を定めず普遍的なもののみに記述するしたこと、また基本計画も策定しないことしたことなど今までの総合計画とは大きく異なる。そこで、①この度の総合計画について体系、位置づけ、目的は。また総合的かつ計画的な行政運営に資するものとなるのかを問う。②さらに基本構想は現在たたき台の段階で議決もされてない。そのたたき台をもとに組織としての方針をたて来年度の予算編成をするという。そこで、組織としての方針策定また予算編成は何に基づいて行うのかを問う。

答 〈政策経営部長答弁・抜粋〉

①新たな基本構想は、区と区民の目指す大きな方向性を示すものとし、その時々課題に対する具体の取組は毎年の予算編成の際、基本構想と整合性を図った中期的な取組の方針を定め、必要な取組を機を逸することなく実行に移していく。こうすることで基本構想に基づく総合的かつ計画的な行政運営を図っていく。②最終的には議決をいただいた基本構想と議決をいただく予定の予算が整合取れるようにする。

監査は誰のために行い 何を監査するのか

1. 監査は誰のために行い、いかなる視点をもって何を監査するのか

問 地方自治法第199条第3項は監査委員の職務権限を定めている。監査委員は監査をするに当たっては、地方公共団体の事務の執行が「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」との法第2条の趣旨にのっとりなされているかどうかについて特に意を用いなければならないとしている。監査の目的である。(参考2)そこで、改めて、監査は誰のために行い、いかなる視点を持って、何を監査するのかを問う。

答 〈監査事務局長答弁・抜粋〉
区の事務の執行等に対する監査を適切に実施することで、区民のために福祉の増進に資することを目的として行っている。また、いかなる視点を持って何を監査するかは各年度の監査実施計画の中で監査の項目及び着眼点を示している。例えば、予算の執行では、計画的、効率的、効果的に執行しているか、などである。

区長の作成する監査結果に対する措置対応は何を改善居たのか
区民にわかりやすく記述し
監査委員へ提出を！



2. 工事監査はどういう基準に基づいて行っているのか

問 工事監査は一般的に監査実施基準として事業の妥当性、設計の合理性、積算の根拠性、工事契約の合理性、仕様書の運用性などを定め行っている。そこで、区の工事監査の実施基準を問う。

答 〈監査事務局長答弁・抜粋〉
工事計画の妥当性、内容、規模等が適切か、設計が法令等に適合しかつ合理的、経済的か、積算が適正か、契約の手続は適正かなどの基準を定め行っている。

参考2

監査は誰のために行うのか

自 治法第199条第3項は監査委員の職務権限を定めている。「監査委員は(中略)監査をするに当たっては、当該普通地方公共団体の(中略)事務の執行が第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのっとりなされているかどうかについて特に意を用いなければならない」と。その第2条の14項とは「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」との有名な条文である。この点に特に意を用い監査せよとしている。監査の目的である。しかし、これまで各自治体その基準や方法はまちまちであった。この点、平成29年の自治法改正は監査委員は監査基準を定めて監査を行うこととされたことは大きな前進になった。千代田区監査委員も令和2年に監査基準を定めた。「区の事務の執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、もって住民の福祉の増進に資することを目的とする」と。この通り、今後とも住民の立場から行政の事務執行について厳しく監査してもらいたい！

報告



区独自の物価高騰対策を 区長に緊急要望！



10/6 区長へ区独自の物価高騰対策を求めて緊急要望
左から樋口区長、米田、大串

昨今の物価高騰は家計を圧迫し、多くの区民が生活に不安を抱いている。この状況に私たち公明党議員団は区長へ区独自の物価高対策を講じるよう緊急要望を行いました。具体的には、国の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用した以下項目を要望しました！

- ① 現在区で行っている「再エネ可能エネルギー100%電力切替促進事業」の大幅拡充協力していただいた家庭に協力金2万円を支給すること(右の「ちょっと教えて」)
- ② 国が行う低所得世帯への5万円の給付に併せて区として対象世帯の拡大と給付金の上乗せすること
- ③ すべての区民が参加できる消費下支え等を通じた生活者支援を行うこと



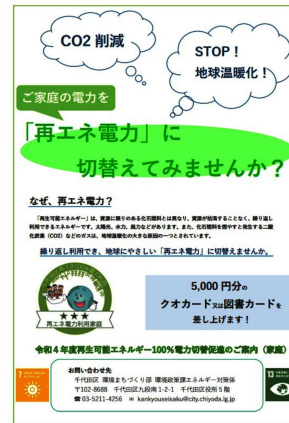
要望書

編集後記 今回の一般質問では総合計画のあり方について問いました。区は基本構想を策定中ですが、社会の変化が激しいゆえに目標年を定めず普遍的なもののみ記述し、基本計画も策定しないとしています。

ちょっと教えて



再エネ100%電力に切替えた 家庭に5,000円の啓発品



事業の案内チラシ

▼申請要件

- ① R4.4/1以降に区内で居住する住宅の契約電力を再エネ100%電力へ切替えた方
- ② ①の住宅の居住者
- ③ 再エネ100%電力に切替えた日から起算して1年以内の方

※以上の3つの要件を全て満たす方

▼申請書類

- ① 啓発品交付申請書
- ② 切替えたことがわかる書類の写し
- ③ 切替えた住宅の居住者であることがわかる書類の写し

▼手続きは

◆申請書類を提出すること※郵送、メール又は区役所5Fで受付。◆内容審査後、決定通知書及び啓発品を発送

▼詳しくは環境政策課エネルギー係へ

03-6211-4256

家庭の電力を「再エネ電力」に切替えを促進する事業です。切替えた家庭には啓発品として認証ステッカーと共に①QUカード5,000円分又は図書カード5,000円分を選び受け取ることができます。

その方が変化に応じた質の高いサービスを提供できるからといいます。本当にそうでしょうか。私は変化が激しい時こそ、中長期的なビジョンを示すべきと考えます。区民と共に歩むためには構想が必要だからです！